

香川県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第97号

香川県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県税条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第33号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、令和4年4月1日とする。